

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

第1次中期経営計画

(令和7年度～令和9年度)

令和7年3月

社会福祉法人 新座市社会福祉協議会

社会福祉法人新座市社会福祉協議会第1次中期経営計画

目次

はじめに	1
1 計画の概要	2
(1) 計画策定の背景	2
(2) 地域福祉（活動）計画との関係	2
(3) 計画期間	2
2 基本理念及び基本目標	3
(1) 社会福祉協議会の使命、経営理念及び基本方針	3
(2) 基本理念	4
(3) 基本目標（本会が目指す社協の姿）	4
3 3年後のあるべき姿（重点施策及び具体的取組）	5
(1) 市民の認知度100%の社協に	5
重点施策1 若い世代をターゲットとしたPRの強化	5
重点施策2 紙、SNS等の媒体ごとの読者を想定した広報活動の推進	6
(2) 多様化するニーズに対応できる社協に	6
重点施策1 行政とのパートナーシップの構築	6
重点施策2 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び生活支援 コーディネーター（SC）の活動体制の強化	7
重点施策3 職員力の向上	7
重点施策4 地域福祉を担う人材の確保と育成	8
(3) 持続可能で自律した社協に	9
重点施策1 会員や寄付金等の拡大	9
重点施策2 既存事業の見直し	10
重点施策3 職員が働きやすくやりがいの持てる職場環境の整備	10
4 事業評価及び今後の取組	12
5 財務計画	16
(1) 社会福祉事業	16
① 収入	16
② 支出	18
(2) 公益事業	21
① 収入	21
② 支出	22
(3) 基金残高	23
(4) 財政強化に向けて	23

はじめに ～中期経営計画の策定に当たって～

新座市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、平成19年3月に新座市と一体で策定した新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉（活動）計画」という。）に掲げた基本理念「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」を、昨春に策定した第4次の地域福祉（活動）計画においても踏襲し、人と人との支え合いによる地域共生社会の実現に向けたまちづくりを推進しています。

そのような中、本会は、令和6年度から、介護保険法に位置付けられた生活支援体制整備事業を新座市から受託し、これまで本会で推進してまいりました、市内の6つの福祉圏域において住民主体で設立された地域福祉推進協議会（以下「福進協」という。）を中心とした地域福祉活動と一体となって推進することとしました。

近年、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築が自治体の努力義務とされ、受託した生活支援体制整備事業を始め、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されるなど、自治体が地域福祉の実施主体となる「地域福祉の“施策化”」が進んでいます。

この中期経営計画は、自治体の地域福祉施策が大きく動く中で、本会が、地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、どのような役割を果たしていくのか、その目指すべき方向性や具体的な取組を示すものとして策定したものです。

策定に当たっては、既存事業の再評価を行うとともに、組織の現状について自己点検を行い、その結果を通じて把握した強みや課題を踏まえ、今後の事業活動の展開や組織基盤強化の具体的な方策を検討しました。

会費や共同募金等の民間財源が減少傾向にある中で、地域福祉の推進に資する公的事業を受託し、公的財源を確保する必要があります。この中期経営計画の策定を通じて、本会が目指す地域の姿や地域福祉の推進方策について新座市と認識を共有し、新座市とのパートナーシップを構築します。

本会は、これからも新座市の地域福祉推進の中核を担う団体として、市民の皆様から認知され、多様化する社会のニーズに対応できる、持続可能で自律した組織を目指します。

市民の皆様の引き続きのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

我が国は、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進んでおり、令和7年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となるなど、地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題となっています。また、社会的孤立を始めとして、「8050」問題やダブルケア、ヤングケアラーなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースや、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースなどが顕在化しており、早期に発見して支援に繋げる体制も早急に整備することが求められています。

そのような中、令和2年の社会福祉法の改正により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が位置付けられました。

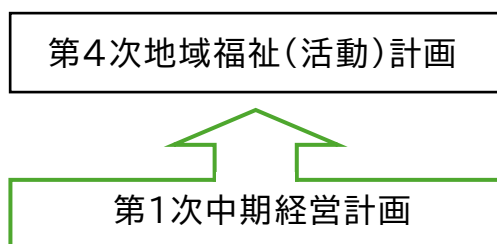
本会は、新座市の地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、地域福祉の様々な課題に対応する必要がありますが、こうした複雑・多様化した福祉課題に対応するためには、法人としての経営基盤の強化を図る必要があります。

本計画は、本会の法人としての基盤強化に向けた具体的な方策等を定め、本会が将来にわたって新座市の地域福祉に寄与できる組織となることを目指し、策定するものです。

(2) 地域福祉（活動）計画との関係

地域福祉（活動）計画は、共に支え合う地域社会を目指して、新座市、本会、地域（市民・団体・事業所）が具体的に取り組む内容を示した活動・行動計画です。

本計画は、本会の経営基盤の強化に向けた具体的な方策等を定めるもので、具体的な活動・実行計画である地域福祉（活動）計画の実行性を担保し、下支えするために策定するものです。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、第4次地域福祉（活動）計画の計画期間との整合を図るため、令和7年度から令和9年度までの3年間とし、次期計画は、第5次地域福祉（活動）計画と合わせ、5年間とします。

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第4次地域福祉(活動)計画					第5次地域福祉(活動)計画				
		第1次中期経営計画			第2次中期経営計画				

2 基本理念及び基本目標

(1) 社会福祉協議会の使命、経営理念及び基本方針

社会福祉協議会(以下「社協」という。)の使命、経営理念及び基本方針は、市区町村社協経営指針(令和2年7月第2次改定)(以下「経営指針」という。)に、次のとおり示されています。

本計画の基本理念及び基本目標は、この経営指針に示されている使命、経営理念及び基本方針を基礎として定めるものです。

<使命>

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

<経営理念>

市区町村社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開する。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

<基本方針>

市区町村社協は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利、民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法律を遵守する。

(2) 基本理念

本計画は、第4次地域福祉(活動)計画の実行性を担保し、下支えするために策定するものであるため、本計画の基本理念は、第4次地域福祉(活動)計画の基本理念と共通するものとして定めています。

共通した基本理念の下、第4次地域福祉(活動)計画に基づき実施する事業が円滑に行われるよう、本会の組織基盤の強化を図ります。

「支え合い、つながり合い、安心があり、
支え合いを支えるまち にいざ」

(3) 基本目標（本会が目指す社協の姿）

基本目標は、基本理念の実現に向け、長期的に本会が目指す社協の姿として位置付けます。

- ① 市民の認知度100%の社協に
- ② 多様化する社会のニーズに対応できる社協に
- ③ 持続可能で自律した社協に

3 3年後のあるべき姿（重点施策及び具体的取組）

基本目標の到達に向け、3年後のあるべき姿と計画期間である令和7年度から令和9年度までの3年間で実施する重点施策を定め、次のとおり具体的に取り組みます。

① 市民の認知度100%の社協に

【3年後のあるべき姿】

- ・ 多くの市民、団体等に本会の活動が理解されています。
- ・ すべての市民が本会からの情報をわかりやすく受信できる環境が整っています。

【重点施策1】 若い世代をターゲットとしたPRの強化

第4次地域福祉（活動）計画を策定するために令和3年に実施した「市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）において、社協の認知度は「知っている」が32.5%、「名前は聞いたことがある」が34.2%でした。年齢別では高齢者の層ほど認知度が高く、若年層ほど低い傾向にありました。地域福祉推進の中核的役割を担う社協の活動を理解していただくためには、社協の市民への認知度を高める必要があります。地域活動に関わりの薄い若い世代に対し、イベントや福祉教育などの活動を通して社協の存在をPRし、若い世代の認知度を高めることにより、将来の認知度100%を目指します。

《具体的取組》

- ・市内の大学、高校、中、小学校に社協の役割を積極的にPRし、福祉協力校（ボランティア推進校）の市内全校指定を目指します。
- ・若い世代と一緒にできるイベントや子育て世代が参加できるイベントを企画し、その様子をSNS等の媒体を通じて発信します。
- ・SNSを活用し、イベント等の告知だけではなく、若い世代が興味を示すプチ情報なども積極的に発信します。
- ・子育て支援団体などと積極的に関わり、支援しながらPR活動を行います。
- ・本会が管理運営をしている放課後児童保育室に通っている保護者に、社協の役割や活動を積極的にPRします。
- ・若年層への積極的なPR活動を展開するため、マスコットキャラクターの創設について検討します。
- ・若年層向けPRリーフレットやグッズを作成し、イベント等で配布します。
- ・イベント等の実施時、のぼりやビブス、チラン等を活用し、社協が実施していることを分かりやすくPRします。
- ・学生がボランティアに取り組んでいる様子等をSNS等で広報し、若い世代の関与を促します。

【重点施策2】 紙、SNS等の媒体ごとの読者を想定した広報活動の推進

市民意識調査では、福祉情報の入手先として「社協だよりや社協のホームページ」と回答した市民は8.5%でした。情報の受取り方法が多様化する中で、様々な情報発信媒体を活用し、社協として福祉情報の発信力を強化する必要があります。紙、SNS等の媒体ごとの読者を想定した広報活動を推進し、すべての市民に社協の情報を届けられるよう取り組みます。

《具体的取組》

- ・広報紙「社協だより」による情報発信力を強化するため、発行回数を見直すとともに、紙面をカラー化し、デザイン、レイアウトを見直します。
- ・本会の情報発信力強化に向けた取組を定期的に検討する”広報チーム”を組織します。
- ・SNS及びホームページの運用方針、投稿方法を全職員が共有し、活用します。
- ・Xや動画配信を活用してリアルタイムに情報を発信するためのルールを構築します。
- ・事業を実施した際には必ず実施報告をSNSに掲載し、事業の見える化、広報の意識付けを図ります。
- ・SNSのフォロワーを増やすためにSNSアカウントのQRコードを社協だよりや事務局内に貼り付けて周知するとともに、名刺サイズのQR登録カードを作成し、イベント等で配布します。

② 多様化する社会のニーズに対応できる社協に

【3年後のあるべき姿】

- ・ 重層的支援体制整備事業を市から受託し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。
- ・ 職員一人ひとりのスキルアップが図られ、市民に寄り添ったサービスの提供ができています。
- ・ 地域福祉を担う人材の確保と育成が図られ、活動の担い手が確保されています。

【重点施策1】 行政とのパートナーシップの構築

地域住民が抱える生活課題が複雑化、複合化する中で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業など自治体が地域福祉の実施主体となる事業が創設されています。本会は、地域福祉推進の中核的役割を担う団体として、単なる委託事業の受け皿としてではなく、目指す地域の姿や地域福祉の推進方向について新座市と認識を共有しつつ、多様化する社会のニーズに対応していきます。

《具体的取組》

- ・地域福祉推進の方向性について認識を共有するため、新座市との定期的なコミュニケーションの場を設けます。
- ・新座市と本会の職員同士が相互の仕事や取り巻く環境を理解するため、事務職員間における人事交流を実施します。
- ・目指す地域の姿や地域福祉の推進方向をすべての役職員が認識を共有するよう、研修会を実施します。
- ・地域福祉の課題や個別ニーズをまとめ、新座市の施策等に反映できる仕組みを検討します。
- ・新座市と災害時の協定を結び、災害時における確実な連携体制の構築を図ります。

【重点施策2】 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び生活支援コーディネーター（SC）の活動体制の強化

本会では、市内の6つの福祉圏域にCSWとSCを兼ねた職員を配置しています。配置された職員はCSW及びSCとして、地域住民、関係機関等と連携・協働をしながら、地域の生活課題の解決に向けた取組を展開していますが、多様化する社会のニーズや課題に対応するためには、既存の枠組みでの対応のほかに、新たな枠組みも探求し、より多くの方に地域で活動していただく必要があります。CSW及びSCの活動体制を強化し、更なる地域住民、関係機関等との連携強化を図ります。

《具体的取組》

- ・市内6圏域ごとにCSW及びSCの活動拠点を整備します。
- ・市内の社会福祉法人等による法人連絡会等を設置し、研修会（ケース会議）等を開催します。
- ・福進協と協議体の統合に向けた取組を支援し、CSW及びSCが地域のネットワークを効率的に活用できる環境の早期実現を目指します。
- ・CSW及びSCの役割を市民や関係機関に周知し、地域との連携・協働による支援体制強化に向けた環境を整備します。
- ・他機関と連携し、社会資源を増やす取組を強化します。
- ・市内6圏域ごとに特徴や課題を分析し、課題解決に向けたアプローチを圏域ごとに推進します。

【重点施策3】 職員力の向上

複雑、多様化する生活課題を抱えている地域住民が増える中で、地域福祉推進の中核的役割を担う社協職員には、専門性の向上、知識の深化などがより強く求められています。また、近年、日本各地で従来の想定を超えた自然災害が発生している中で、本会が運営する災害ボランティアセンターは重要な役割を担っており、職員には、有事の際の迅速な対応、冷静な判断能力が求められます。研修や訓練を通じ、職員力の向上を図ります。

《具体的取組》

- ・職員の人材育成計画・研修計画を策定し、専門性の高い職員の育成に積極的に取り組みます。
- ・社協の理念や方針を全体で共有し、社協職員としての広い視野を持てるよう、所属課を超えた職員のコミュニケーションの機会、研修等の場を企画します。
- ・職員間での情報共有、意見交換等が円滑に行われるよう、ミーティング等の時間を定期的に設けるなどのルールを構築します。
- ・職員が自ら講師となる勉強会を定期的実施し、担当業務以外の業務の知識を習得する機会を設け、社協職員としてのスキルアップを目指します。
- ・スキルアップや資格取得を目指す職員を支援する仕組みを構築します。
- ・外部機関が実施する研修に積極的に参加する機会を設けます。
- ・スーパービジョンの体制整備に向け検討します。
- ・自然災害の発生で発災地に開設される災害ボランティアセンターへの応援派遣に積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。
- ・災害別(地震・火災・水害・有事)の防災訓練・参集シミュレーションを定期的実施します。

【重点施策4】 地域福祉を担う人材の確保と育成

近年、地域福祉活動における担い手不足や高齢化、固定化が進んでいますが、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する中で、地域福祉推進のために欠かすことのできない「活動者」「協力者」の減少は大きな課題となっています。多様化する社会のニーズや課題に対応するためには、より多くの「活動者」「協力者」が必要です。地域福祉を担う人材の確保と育成を図ります。

《具体的取組》

- ・地域福祉活動に共感し、自発的に参加する市民を増やすため、地域福祉活動を実践している市民の様子をリアルタイムにホームページ等で発信するなど、PRを工夫します。
- ・多様化するニーズに対応するため、特技ボランティア登録制度(プロボノ)を創設するなど、受け口を広くして人材の確保に努めます。
- ・本会が実施している地域支え合いボランティア事業を、市内6圏域での支え合いの仕組みとして組織化し、担い手を育成することについて、検討します。
- ・子育て世代や定年退職者が参加しやすい地域イベントを開催し、参加者の中から今後の活動者・協力者となるような人材を発掘していきます。
- ・災害ボランティア登録制度の導入について検討します。
- ・人材育成と同時に受け皿の確保及びフォローアップの仕組みを構築します。
- ・新座市内の各大学のサークルと連携し、若者の担い手の増加を図ります。

③ 持続可能で自律した社協に

【3年後のあるべき姿】

- ・ 多くの市民、団体等が本会の活動に賛同していただき、会員になっていただいています。
- ・ 寄付の文化が広まり、寄付金等の収入が増えています。
- ・ 収益事業の実施に当たり、安定した利益が確保されています。
- ・ 業務の効率化が図られ、職員がやりがいをもって働ける職場環境になっています。

【重点施策1】 会員や寄付金等の拡大

会員会費は、平成23年度(約1,780万円)をピークに、町内会加入率の低下(平成22年74.2%→令和6年53.2%)などの理由により令和5年度は約1,340万円まで減少しています。また、共同募金の額も平成19年度(約2,466万円(赤い羽根1,623万円、歳末たすけあい843万円))をピークに、令和5年度は約1,180万円(赤い羽根653万円、歳末たすけあい527万円)まで減少しています。

持続可能で自律した社協となるためには、自主財源の確保が必要です。これ以上の減少を阻止するため、これまで以上に、会費や寄付金等の使途や目的をわかりやすく市民に伝え、会員の加入を促進するとともに、寄付の文化を広めます。

《具体的取組》

- ・ 本会の認知度を上げる取組を積極的に行い、本会の活動の理解を求め、会員の加入促進、寄付金の拡大を図ります。
- ・ 子ども食堂や福祉教育など若い世代への投資を増やし、若い世代への理解を求め、会員の加入促進を図ります。
- ・ 市内の事業所を訪問し、積極的に法人会員の加入促進を図ります。
- ・ 共同募金運動配分金の使い道を積極的に公表し、募金の理解を求めます。
- ・ 街頭募金に協力していただく団体を募り、募金活動の機会の拡大を図ります。
- ・ 市内各地に愛のいずみの募金箱を設置し、寄付金の拡大を図ります。
- ・ ホームページや社協だよりの広告欄を活用していただくよう、市内の事業所に積極的に働きかけます。
- ・ 自動販売機や自動証明写真機の設置、ボランティア作品の販売、有料講座の実施等、新たな収益事業について検討します。
- ・ 遺贈について調査、研究を進め、関係機関等との連携を図ります。
- ・ 目的を明確にしたクラウドファンディングの実施について、調査研究します。

【重点施策2】 既存事業の見直し

本会の貴重な収入源である介護保険事業、障がい福祉サービス事業、新座市からの委託事業などによる事業収入は、社会情勢や新座市の財政状況等の変化により、安定的な財源の確保が困難な状況となっています。

限られた人材、財源での事業運営が可能となるよう既存事業を見直すとともに、当該事業を本会が実施することの意義等を新座市と共有し、必要な経費が適正に事業費に反映されるよう新座市に働きかけます。

《具体的取組》

- ・人事評価制度等の機会を捉え、職員一人ひとりのコスト意識を醸成し、効率的な事業運営に努めます。
- ・本会の事務事業全般を見直す”チーム”を組織し、既存事業の見直しや新たな収益事業の実施の是非、ペーパーレス化、DX化等の取組について、検討します。
- ・居宅介護支援事業において特定事業所加算となるよう、職員の確保に努めます。
- ・市民や社会のニーズを捉え、スクラップ・アンド・ビルドを実践します。
- ・地域福祉推進の方向性について認識を共有するため、新座市との定期的なコミュニケーションの場を設けます。【再掲】

【重点施策3】 職員が働きやすくやりがいの持てる職場環境の整備

職員の業務内容は様々であり、所属によっては、一部の職員に業務量が集中し、時間外労働や有給休暇の取得率にばらつきが生じている状況が見られます。また、業務マニュアルが整備されておらず、属人化が進んでおり、組織として対応すべき課題も顕在化しています。

持続可能で自律した社協となるためには、人材が安定的に確保されている必要があります。職員が働きやすく、やりがいの持てる職場環境を整備します。

《具体的取組》

- ・人事評価制度の精度を高め、職員の目的意識やモチベーションの向上に努めます。
- ・職員アイデア制度の導入等、職員のアイデアを生かせる仕組みを構築します。
- ・スキルアップや資格取得を目指す職員を支援する仕組みを構築します。【再掲】
- ・社協の理念や方針を全体で共有し、社協職員としての広い視野を持てるよう、所属課を超えた職員のコミュニケーションの機会、研修等の場を企画します。【再掲】
- ・職員間での情報共有、意見交換等が円滑に行われるよう、ミーティング等の時間を定期的に設けるなどのルールを構築します。【再掲】
- ・本会の事務事業全般を見直す”チーム”を組織し、既存事業の見直しや新たな収益事業の実施の是非、ペーパーレス化、DX化等の取組について、検討します。【再掲】
- ・負担が大きい事務作業や不効率な事務作業を見直し、業務全体の効率化を図ります。
- ・属人化を防ぐため、業務マニュアルの作成、電子化を推進します。

- ・業務の分散化を図り、一部の職員に負担が集中しない体制を構築します。
- ・終礼等を活用し、時間外勤務の管理を徹底するとともに、定時で帰宅できる環境を整えます。
- ・アニバーサリー休暇の奨励等、有給休暇を取得しやすい環境を整備します。
- ・時間外労働時間や年次有給休暇平均取得率の見える化を実施し、職員間で共有します。
- ・新入職員に対する定着支援として、体系的な研修、OJTの実践、業務マニュアルの提示をします。

4 事業評価及び今後の取組

個別施策の事業評価及び今後の取組は以下のとおりです。

評価基準：事業継続は「継続」○、大幅な見直しや事業の縮小統合等は「見直し」△、事業廃止は「廃止」×

事業名	事業名	評価
	事業内容	事業評価及び今後の取組

＜総務課＞

事業名	会議開催状況	評価
理事会、幹事会、評議委員会、三役会議、助成金等審査委員会等の実施	各種団体や福祉関係者から構成されており、公平性が保たれています。今後は、開催時期の調整や会議資料を工夫し、幅広い議論ができるよう取り組みます。	○
事業名	社協会員の増強	評価
社協会員会費の周知及び集金。支部・町内会の会費に対する助成金配分	社協の地域福祉を推進するための財源確保として重要な事業です。今後は、さらなる周知と、企業へ法人会員加入等の声掛けを実施します。	○
事業名	愛のいずみ福祉基金	評価
市民から善意の寄付金をもとに、地域福祉活動支援に要する費用に助成金配分	社協の重要な財源となるほか、地域活動をささえるための重要な資金源となります。今後は、SNSや広報誌を活用して基金について積極的にPRするとともに、活用方法などを周知していきます。	○
事業名	社協だよりにいざの発行	評価
社協だよりにいざ（広報紙）を年3回（5月、10月、3月）発行	新座社協の活動などを新座市民に知ってもらうための重要な事業です。今後は、広報チームを組織して紙面や発行回数などの見直しを検討します。	○
事業名	赤い羽根共同募金運動配分金事業	評価
赤い羽根共同募金の配分金を活用し、様々な福祉活動の助成を行う	イベントの実施や地域の自主活動に助成を行っており有意義に活用しています。今後は、事業内容を精査するとともに助成金等の周知をさらに広げていきます。	○
事業名	地域歳末たすけあい運動配分金事業の状況	評価
歳末たすけあい運動の配分金を原資として、社協活動事業に充てる	地域福祉の推進のため有意義に活用しています。今後は、事業内容を精査するとともに、赤い羽根共同募金と違いがわかりづらい事などあるため、助成金等の周知をさらに広げていきます。	○
事業名	放課後児童保育室事業の運営	評価
新座市放課後児童保育室の指定管理運営業務	放課後児童保育室の管理運営について、市、保護者から一定の評価を得られています。今後は、よりよい運営が実現できるよう、入室児童の保護者向けアンケートなどを活用して保育に反映していきます。	○

＜地域福祉課＞

事業名	社協支部設置の推進	評価
町内会単位で住民との共同と連携によって地域福祉の増進を図ることを目的に設置	各支部で実施する事業が住民主体の地域福祉の推進に寄与しています。今後は、未設置の地区に設置の働きかけをするとともに、引き続き各支部への支援を継続的に行っていきます。	○
事業名	支部コミュニティ教室の実施	評価
新座市社協支部の活動の充実を図るための福祉研修	開催状況を見ると年間で最大5回と少なく、更なる周知が必要です。今後は、社協支部へのPRを進めていくほか、内容についても見直しを検討します。	△
事業名	会食ふれあい事業の実施	評価
65歳以上の高齢者を対象に、会食を通して地域での交流を図る	会食の開催によって、高齢者の閉じこもり防止や地域での交流する機会につながっています。今後は、事業が広く実施できるよう周知や支援をしていきます。	○
事業名	こども食堂事業の実施	評価
小・中学生を対象に地域の様々な人々とふれあいながら、おいしく手作りご飯を食べる場の提供	コロナ以降開催が伸び悩んでいますが、新規で取り組む支部が徐々に増加してきています。今後は、事業が広く実施できるよう周知や支援をしていきます。	○

事業名	新座市福祉フェスティバルの実施		評価
	イベントを通じた交流の場、福祉問題の関心を高めることを目的としている	福祉に関わる団体の交流の機会になっているほか、福祉の啓発活動の機会になっています。今後は、多様な福祉団体との交流を図り、新座の福祉が育めるよう支援します。アンケートの実施も検討します。	○
事業名	善意銀行預託・払出事業		評価
	市民からの物品寄付を預かり、必要としている施設等へ払出をする	預託・払出に一定の需要があります。今後は、払出し件数が増えるよう、周知方法を検討します。	○
事業名	新座市地域支え合いボランティア事業の実施		評価
	支援が必要な高齢者、障がい者のみ世帯へ日常生活のちょっとした困りごとのお手伝い	公的サービスで補えない部分の支援が可能であり、利用会員、協力会員ともにニーズがあります。今後は、依頼内容の見直しを行うほか、協力会員を増やすよう周知方法などを検討します。	○
事業名	個人登録ボランティア活動登録		評価
	個人でボランティアを希望している方に登録してもらい、依頼につなげる	現状では個人ボランティアに依頼をつなげることが難しい状況です。今後は、登録ボランティアと活動がうまくマッチングできるよう事業の見直しを行います。	△
事業名	ボランティアグループ登録活動		評価
	社協登録団体の支援。備品や会議室の貸出、助成金の交付など	市内ボランティア活動団体への支援を通して、市内ボランティア活動の活性化につながっています。今後は、登録ボランティアグループの活動支援のほか登録件数が増加するよう周知していきます。	○
事業名	相談援助活動		評価
	ボランティア相談。ニーズに応じて個人、ボランティアグループ、施設など活動支援	ボランティアセンターへのボランティア相談が一定件数上がっています。今後は、気軽にボランティア相談ができるよう周知するほか、丁寧にヒアリングをしてコーディネートを行います。	○
事業名	ボランティアセンターだよりの発行		評価
	ボランティアに関する情報提供を目的に年間5回発行している	ボランティアに関するお知らせを周知するツールとなっています。今後は、よりボランティア活動が身近に感じられるような記事作りに取り組みます。	○
事業名	彩の国ボランティア体験プログラムの実施		評価
	ボランティア活動に興味関心がある方向けの体験プログラム	主に学生が夏休み等を通じてボランティア体験に参加しています。参加率についても年々増加しています。今後は、体験メニュー数を充実させるほか、体験活動がより良いものになるように支援します。	○
事業名	リフト付乗用運行事業の推進		評価
	車いすを利用している市民向けにリフト付き乗用車の貸出しを行う	利用件数から一定の需要がありますが、同様のサービスを提供している民間企業との関係等課題もあります。今後は、利用状況や様々な課題を踏まえて見直しを行います。	△
事業名	福祉機器貸出事業の推進		評価
	個人、団体の方へ社協所有の福祉機器（車いすなど）を一時的に貸出する	車いすの貸出件数などから一時的な福祉機器の利用ニーズがあります。引き続き市民が利用しやすい環境の整備に努めます。	○
事業名	ボランティア保険の加入手続		評価
	ボランティア活動時に発生したけがや事故の補償を目的の保険加入の窓口業務	ボランティア相談と併せてボランティア活動を安心して行うための補償として役割を果たしています。今後も、丁寧な説明を行い安全にボランティア活動ができるよう支援します。	○
事業名	社会福祉協力校（ボランティア推進校）の指定		評価
	福祉の心を育むことを目的に市内学校にボランティア推進校の指定依頼をし助成金等を通して支援する	市内学校と連携し、学童期から「ふくし」について触れる機会づくりの役割を果たしています。今後は、福祉協力校ではない市内学校に、積極的に周知協力をお願いをします。	○
事業名	福祉教育の推進		評価
	依頼に応じて障がい当事者やボランティア団体と協力して講話や体験を開催	講話や体験を通じて「ふくし」についての理解を深める役割を果たしています。今後は、障がい当事者の発掘及び活動支援者の養成や組織化について検討していきます。	○
事業名	朝霞地区四市福祉教育研修会の実施		評価
	朝霞地区四市（朝霞市、和光市、志木市、新座市）の社協合同で福祉教育の研修会を実施	四市が合同開催することで、福祉教育の発展が期待できます。今後は、各市の教員が参加しやすくなるよう内容や時期を検討して実施していきます。	○

事業名	新座市ボランティアまつりの実施		評価
	ボランティアの裾野を広げることを目的にイベントを開催	ボランティア同士の情報交換やボランティアに関心を持ってもらう機会作りの役割を果たしています。今後は、イベントの中でボランティア団体や社協の周知を積極的に行っていきます。	○
事業名	ボランティア団体協議会への支援		評価
	ボランティア団体同士の相互理解、活動充実と発展を目的とした協議体の支援	ボランティア団体同士の相互理解や知識の向上につながっています。今後は、加入団体が増えるよう周知するほか、幅広い議論ができるよう支援します。	○
事業名	理髪サービスボランティアの派遣		評価
	外出が困難な方を対象に、美容師資格を持つボランティアを自宅へ派遣	公的サービスや一般サービスが地域内に存在しており、社協が実施する必要性は低いと考えます。今後は、事業の廃止を検討します。	×
事業名	ボランティア講座の実施		評価
	ボランティア人口を増やすための講座を開催	講座を開催すると一定の参加者があり、ボランティアの裾野を広げるための役割を果たしています。今後は、市民の方が興味を持ってもらえるような講座内容を検討します。	○
事業名	福祉標語コンテスト		評価
	小学4年生を対象に福祉について考えてもらうきっかけ作りに標語を考えてもらう	年々参加学校が増加しており、福祉教育の一環としての役割を果たしています。今後は、事業を継続し、これまで同様に市内の全小学校に参加依頼をします。	○
事業名	地域福祉（活動）計画推進委員会		評価
	新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画を適正に運営するため、計画推進委員会を設置	地域福祉活動計画を適正に推進するための委員会です。引き続き、計画が適正に運営できるよう議論ができる場としての役割を果たしていきます。	○
事業名	新座市社協地域福祉推進連絡協議会事業		評価
	市内福祉6圏域の地域福祉推進協議会の活動の充実と発展を目的とした協議体。	各地区の情報交換、相互理解、共通課題への取組などの場として役割を果たしています。引き続き、議論や情報共有ができる場として役割を果たすとともに、担い手の発掘や活動支援を積極的に行います。	○
事業名	生活支援体制整備事業の実施		評価
	地域の支え合いの仕組みづくりを推進するため、生活支援コーディネーターを配置	第1層協議体としての活動はまだ少ないですが、第2層の各圏域では地域の支え合いの仕組みづくりが行われています。今後は、更なる地域の支え合いの仕組みづくりに向け活動体制を強化していきます。	○
事業名	いきいき広場管理事業の実施		評価
	高齢者が身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流などのための場の提供	地域の拠点として活用できるよう運用方法を見直す必要があります。今後は、地域の拠点としての機能を持つ施設となるよう市と協議をしていきます。	△

《生活支援課》

事業名	介護職員初任者研修の実施		評価
	介護職員初任者養成研修を実施	令和元年度以降実施ができておらず、大学と共催していたため大学との調整や別の開催方法の検討が必要です。今後は、関係団体と調整の上、再開に向けた検討をします。	△
事業名	彩の国あんしんセーフティネット事業の実施		評価
	既存の制度では対応できない生活課題を抱える方への相談支援	既存制度では対応できない部分をカバーすることができる事業です。今後も、会員施設や関係機関と連携し、支援を行います。	○
事業名	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の実施		評価
	判断能力の不十分な方に対して福祉サービスの利用援助や金銭管理等支援を行う	利用件数が少ない状況です。今後は、需要が高まることから、関係機関へ更なる周知活動を行い、隠れたニーズを発見するほか、支援員確保のための講座開催を検討します。	○
事業名	生活福祉資金貸付事業の実施		評価
	生活の安定や自立を図るために資金の貸付と相談支援を行う	一定の貸付実績があることだけでなく、貸付を利用しない場合も他の制度へ繋げるきっかけとなっています。今後も、相談者の状況をヒアリングして適切な貸付を実施します。	○
事業名	法人後見事業の実施		評価
	本会が成年後見人等に就任し、財産管理及び身上保護を行う	令和5年度に開始しました。件数は0件ですが今後制度のニーズの高まりが予想されます。今後は、本会事業や関係機関と連携し、事業を推進していきます。	○

事業名	低所得者生活資金貸付事業の実施	評価
	法的に所得保障のない生活困難又は不慮の事態等となった世帯に5万円を上限に貸付を行う	本会独自の貸付事業があることで、生活困窮状態にある世帯の相談を幅広く受け止めることができます。今後も、相談者の状況をヒアリングして適切な貸付を実施します。
事業名	子育て支援ホームヘルパー派遣事業の実施	評価
	出産直後の母親がいる家庭で支援が必要な家庭にヘルパーを派遣する	依頼件数は少なくなっていますが、一定のニーズがあります。今後も、依頼に応じ実状に合わせた件数を支援していきます。
事業名	養育支援ホームヘルパー派遣事業の実施	評価
	養育支援が特に必要であると判断した家庭に居宅訪問し相談や助言、家事援助等を行う	受任件数は0件ではありますが、今後制度のニーズの高まりが予想されます。今後は、研修などに参加して依頼に対応できるよう体制を整えます。
事業名	訪問介護事業の実施	評価
	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援する	依頼件数は多いですが人出不足から依頼に応じられない場合があります。今後は、高齢者の増加に伴い件数増加が予想されることから、ヘルパーの人手不足を解消するため人員確保の方法を検討します。
事業名	移動支援の実施	評価
	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動など社会参加のための援助を行う	人手不足から依頼に応じられない場合がありますが、障がい者の社会参加のため支援の必要性があると考えます。今後は、ヘルパーの人手不足を解消するため人員確保の方法を検討します。
事業名	自立支援ホームヘルパーの派遣	評価
	要介護者等の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う	人手不足から依頼に応じられない場合がありますが、障がい者が住み慣れた地域で暮らすため必要な事業と考えます。今後は、ヘルパーの人手不足を解消するため人員確保の方法を検討します。
事業名	特定相談事業の実施	評価
	サービス等利用計画の作成やモニタリング、相談などを行う	一定の依頼相談等ニーズはありますが、現状では、新規利用者を受けるとは難しい状況です。今後は、利用者の実状に合わせた支援をしていくとともに、事業の推進に向け市と協議をしていきます。
事業名	居宅介護支援事業の実施	評価
	居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や契約者や家族、事業所との調整	高齢者の増加に伴い利用者の増加が予想されるため、安定した職員数を確保しておく必要があります。今後も、利用者の状況に応じたサービス計画を作成するほか、家族や関係機関と連携をして支援します。
事業名	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営	評価
	総合相談窓口や権利擁護、ケアマネジメント業務、介護予防支援など	高齢者の総合相談窓口として一定の評価をいただいています。今後は、社協組織内、関係機関との連携に取り組むほか、多様化、複雑化する相談に対応できるよう研修等に参加します。

5 財務計画

・令和元年度から令和5年度までの額は決算額、令和6年度の額は上半期の中間決算額を踏まえた決算見込額です。

・本計画期間内（令和7年度～令和9年度）の額は、令和元年度から令和6年度までの額及び令和7年度の当初予算額を参考に推計しています。

(1) 社会福祉事業

① 収入

I 会費収入

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で収入額が大幅に減少して以降回復できていない状況です。本計画期間内は、令和9年度までに令和5年度ベースまで回復する見通しで積算しています。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
15,421	13,992	13,985	13,580	13,373	12,842	13,000	13,200	13,400

II 寄付金収入

令和5年度は、遺贈により1,000万円の寄付がありました。例年100万円前後で推移しています。本計画期間内は、令和3年度実績を参考に150万円で推移することを見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
651	943	1,420	592	10,468	1,600	1,500	1,500	1,500

III 経常経費補助金収入

県、市及び県社協からの補助金並びに共同募金からの配分金収入です。本計画期間内は、県及び県社協補助金収入は令和6年度と同額を見込み、また、市補助金収入は職員人件費の見通しを勘案し、令和7年度は令和6年度に定年退職者が1名いることから若干減少するものの、令和8年度以降は一定の増額を見込んでいます。また、共同募金配分金収入は令和5年度実績を参考に900万円を見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
116,333	123,737	115,006	119,258	123,899	136,236	135,655	138,655	141,655

※ 内訳

・県補助金収入

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
0	263	0	1,295	0	0	0	0	0

・市補助金収入

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
105,719	115,765	107,091	108,422	114,622	127,371	126,355	129,355	132,355

・県社協補助金収入

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
360	152	260	260	300	300	300	300	300

・共同募金配分金収入

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
10,254	7,557	7,655	9,281	8,977	8,565	9,000	9,000	9,000

IV受託金収入

市及び県社協からの受託事業、指定管理事業に対する受託金です。令和6年度は、生活支援体制整備事業を新たに市から受託したものの、指定管理事業である放課後児童保育室の指定管理校が11校から8校に減少したことによる影響で受託金収入全体では減額となる見通しです。本計画期間内は、生活支援体制整備事業に対する市受託金収入が、受託初年度であった令和6年度より減額となる見通しですが、県社協受託金収入及び指定管理事業収入は令和6年度決算見込額と同額程度を見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
337,151	385,221	408,603	439,685	442,213	435,562	432,500	432,500	432,500

※ 内訳

・市受託金収入

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
711	615	272	347	560	53,983	50,600	50,600	50,600

・県社協受託金収入

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
3,759	10,072	5,480	7,733	3,728	3,916	3,900	3,900	3,900

・指定管理事業収入

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
332,681	374,534	402,851	431,605	437,925	377,663	378,000	378,000	378,000

V介護保険事業収入

訪問介護事業に対する居宅介護料収入等です。職員不足の影響で令和4年度以降減少しています。本計画期間内は、令和6年度決算見込額を維持するものとして見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
20,487	19,046	21,129	25,473	24,042	22,355	22,300	22,300	22,300

VI障がい福祉サービス事業

障がい福祉サービス事業及び特定相談支援事業に対する自立支援給付費収入等です。これも、職員不足の影響で令和4年度以降減少しています。本計画期間内は、令和6年度決算見込額を維持するものとして見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
24,274	23,328	24,992	33,855	32,689	27,536	27,500	27,500	27,500

VIIその他の収入

貸付事業収入、事業収入、負担金収入、受取利息配当金収入等の収入です。本計画期間内は、過去の実績を勘案し、200万円で見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
2,778	2,563	1,923	2,029	172,163	1,363	2,000	2,000	2,000

Ⅷ その他の活動による収支（退職手当積立基金取崩）

退職手当を支給するために積立基金から取り崩す収入です。令和5年度は中途退職者が集中したことから大幅に増額しており、令和6年度も定年退職者が1名いることから増額となる見通しです。本計画期間は、令和7年度当初予算額と同額を見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
7,606	2,681	5,477	10,096	49,324	30,000	3,000	3,000	3,000

Ⅸ その他の活動による収支（愛のいずみ福祉基金取崩）

篤志家からの寄付金を積み立てている愛のいずみ福祉基金を取り崩し、受け入れた収入です。本計画期間内は計画的に取り崩し活用することとし、500万円を見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1,200	0	2,256	0	0	4,627	5,000	5,000	5,000

収入合計

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
525,901	571,511	594,791	644,568	698,171	672,121	642,455	645,655	648,855

② 支出

I 人件費支出

令和5年度は、退職者が集中したことから増額となっています。令和6年度は、生活支援体制整備事業を受託したことにより職員を増員しましたが、令和5年度に比べ減少しています。本計画期間内は、職員の定期昇給等を勘案し所要額を見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
414,991	413,678	418,191	446,371	494,825	483,608	458,800	463,800	468,800

II 事業費支出

令和6年度は、放課後児童保育室の指定管理校が11校から8校に減少したことにより減額となっています。本計画期間内は、令和6年度と同額程度を見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
51,013	54,275	48,431	54,245	60,042	45,998	46,000	46,000	46,000

III 事務費支出

令和6年度は、生活支援体制整備事業を市から受託したことに伴い、事務費が大幅に増加しています。本計画期間内は、生活支援体制整備事業に係る事務費が、受託初年度である令和6年度より減額となる見通しであることから、減額分を見込み積算しています。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
16,944	16,371	16,612	18,993	19,908	26,908	22,000	22,000	22,000

IV共同募金配分金支出

共同募金配分金を活用して実施する事業に対する支出です。本会では会食ふれあい事業、子ども食堂等の事業に充当しています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は大幅に減額となりましたが、令和6年度はコロナ前の水準に戻りつつあります。本計画期間内は、令和元年度の水準に戻ることを見込んで積算しています。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
15,551	6,471	9,112	10,778	13,881	14,810	15,100	15,300	15,500

V助成金支出

社協支部や福進協への助成金です。コロナ禍で停止していた事業が復活してきています。令和6年度には新たな福進協が地域で立ち上がり、福進協の活動が市内全域で展開されることになりました。本計画期間内は、新たな福進協の活動分を見込み、所要額を積算しています。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
10,748	9,656	7,403	7,184	7,775	8,234	9,200	10,300	11,500

VI返還金支出

市受託事業、指定管理事業に係る精算金支出です。令和6年度及び本計画期間内は、過去の実績を参考に8,600万円で見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
17,748	63,118	86,939	101,578	88,155	86,000	86,000	86,000	86,000

VIIその他の支出

貸付事業等支出、負担金支出です。本計画期間内は、過去の実績を勘案し、220万円で見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
2,233	2,315	1,912	2,219	1,505	2,119	2,200	2,200	2,200

VIIIその他の活動による収支（退職手当積立基金預け金）

退職手当積立基金に預け入れた額です。本年度期間内は、令和6年度の額を勘案し、1,100万円で見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
8,923	9,236	9,304	9,408	9,545	11,120	11,000	11,000	11,000

IXその他の活動による収支（愛のいずみ福祉基金積立）

篤志家からの寄付金を積み立てた額です。令和5年度は遺贈による寄付があり増額となっています。本計画期間内は、寄付金収入と同額の150万円で見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
929	967	2,899	607	10,466	1,627	1,500	1,500	1,500

支出合計

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
539,080	576,087	600,803	651,383	706,102	680,424	651,800	658,100	664,500

社会福祉事業収支差

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
▲ 13,179	▲ 4,576	▲ 6,012	▲ 6,815	▲ 7,931	▲ 8,303	▲ 9,345	▲ 12,445	▲ 15,645

(2) 公益事業

① 収入

I 経常経費補助金収入

県及び市からの補助金収入です。本計画期間内は0で見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
0	130	0	260	1,745	0	0	0	0

II 受託金収入

市からの受託事業に係る受託金です。令和6年度からいきいき広場管理事業を受託したことから増額となっています。本計画期間内は、令和7年度に新たに受託する生活困窮者自立相談支援事業(22,234千円)を見込み、積算しています。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
31,835	32,630	32,630	35,160	35,160	47,071	71,000	71,000	71,000

III 事業収入

令和5年度から実施している法人後見事業に係る事業収入です。令和5年度及び令和6年度は実績がありませんでしたが、令和7年度及び8年度は3件、令和9年度は4件の実績額を見込み積算しています。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
0	0	0	0	0	0	360	720	960

IV 介護保険事業収入

居宅介護支援事業及び地域包括支援センターに対する居宅介護支援介護料収入等です。令和5年度は、職員が不足した影響で減額となっています。本計画期間内は、令和9年度までに令和3年度の水準に達するよう見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
32,515	32,663	33,868	31,639	23,711	28,856	30,000	32,000	34,000

V その他の収入

雑収入です。本計画期間内は、0で見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
6	0	10	52	206	2	0	0	0

収入合計

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
64,356	65,423	66,508	67,111	60,822	75,929	101,360	103,720	105,960

② 支出

I 人件費支出

令和6年度は、職員の処遇改善を図ったことにより増加しています。本計画期間内は、職員の定期昇給分及び令和7年度から受託する生活困窮者自立相談支援事業にかかる人件費の増分を見込み積算しています。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
49,143	48,954	48,076	45,027	43,766	54,818	75,000	77,000	79,000

II 事業費支出

令和5年度から、法人後見事業を実施したことにより増額となっています。本計画期間内は、令和7年度から受託する生活困窮者自立相談支援事業にかかる事業費の増分を見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
11	1	0	2	34	34	150	150	150

III 事務費支出

令和6年度は、いきいき広場管理事業を市から受託したことに伴い、大幅に増額となっています。本計画期間内は、令和7年度から受託する生活困窮者自立相談支援事業にかかる事務費の増分を見込んでいます。

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
7,532	6,423	6,436	6,755	6,968	17,106	20,000	20,000	20,000

支出合計

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
56,686	55,378	54,512	51,784	50,768	71,958	95,150	97,150	99,150

公益事業収支差

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
7,670	10,045	11,996	15,327	10,054	3,971	6,210	6,570	6,810

社会福祉事業と公益事業との収支差

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
▲ 5,509	5,469	5,984	8,512	2,123	▲ 4,332	▲ 3,135	▲ 5,875	▲ 8,835

(3) 基金残高

①調整基金

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
77,482	69,543	64,713	61,735	65,147	114,000	110,000	104,000	95,000

②愛のいずみ福祉基金

(単位：千円)

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
129,446	130,665	129,844	131,904	142,381	139,381	135,881	132,381	128,881

(4) 財政強化に向けて

本会の財政運営は、社会福祉事業の収支差のマイナスを公益事業の収益で補填し、更なる不足分があるときは調整基金を取り崩し、対応している状況です。

令和2年度から令和5年度までの間は、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な事業が縮小され、支出が制限された結果、社会福祉事業と公益事業の収支差はプラスとなりましたが、令和6年度以降は事業活動がコロナ前の水準に戻る中で、再びマイナスに転じる見通しとなっています。特に、令和6年度、人材確保の視点を含め公益事業に従事する職員の処遇改善を図った結果、公益事業における収益の額は大幅に減少する見通しであり、その後も回復が見通せず、令和9年度の収支差はマイナス900万円程度にまで広がる見通しとなっています。

一方、基金残高については、用途が特定されない調整基金は、令和5年度末に前期末支払資金残高の一部を基金に積み立てた結果、令和6年度の基金残高は大幅に増額となり、1億1,400万円程度になる見通しとなっています。また、用途が福祉事業に特定される愛のいずみ福祉基金は、令和5年度に遺贈による1,000万円の寄付を頂くなど、令和5年度末の残高は1億4,200万円程度まで増えています。

こうした状況を踏まえ、本計画期間内における財政強化に向けた取組としては、愛のいずみ福祉基金を積極的に活用し、事業の収支差のマイナス分は令和5年度末に増額した調整基金で補填しつつ、本計画の基本目標のひとつである「持続可能で自律した社協に」の3年後のあるべき姿を目指し、「重点施策1 会員や寄付金等の拡大」及び「重点施策2 既存事業の見直し」で掲げた具体的取組(9ページ及び10ページ参照)に着手します。

特に、会員の加入促進、寄付金、共同募金の機会の拡大には早期に着手するとともに、新座市から受託している事業について、必要な経費が適正に事業費に反映されるよう協議してまいります。また、確実な収益が見込める新規事業について、実現に向け、本計画期間内で検討します。

新座市社会福祉協議会 第1次中期経営計画

令和7年3月

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

〒352-0011 埼玉県新座市野火止一丁目9番63号

新座市役所第三庁舎内

電話048(480)5705(代) FAX048(481)3488

URL <https://www.niizashakyo.or.jp>